

## 第2回渚滑川河川整備計画検討会

日時:平成21年8月19日(水)13:30~16:00

場所:紋別セントラルホテル はまなす

### 議事次第

1.開 会

2.議 題

渚滑川水系河川整備計画[国管理区間](原案)について

3.討 議

4.閉 会

渚滑川河川整備計画検討会 委員名簿

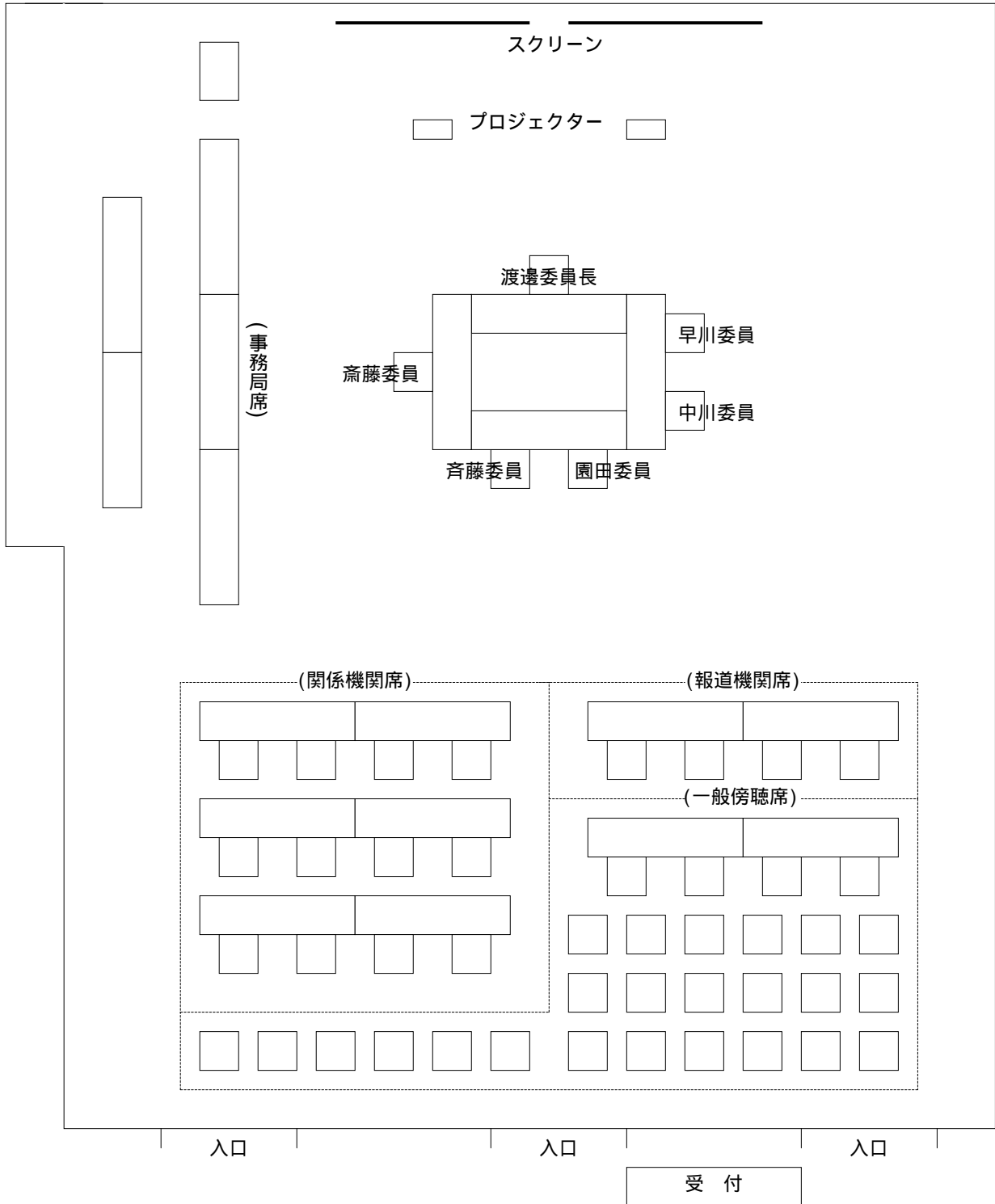
氏 名	所 属
齋 藤 新一郎	環境林づくり研究所 所長
斉 藤 房 生	紋別市立潮見小学校 校長
園 田 武	東京農業大学 生物産業学部 アクアバイオ学科 講師
中 川 元	斜里町立知床博物館 館長
長 澤 真 史	東京農業大学 生物産業学部 産業経営学科 教授
早 川 博	北見工業大学 工学部 社会環境工学科 准教授
渡 邊 康 玄	北見工業大学 工学部 社会環境工学科 教授

敬称略、五十音順

# 第2回渚滑川河川整備計画検討会 座席図

平成 21 年 8 月 19 日 (水) 13:30 ~ 16:00

紋別市セントラルホテル はまなす



北開局河計第21-1号

渚滑川河川整備計画検討会設置要領を次のように定める。

平成21年6月19日

北海道開発局長 鈴木 英一

#### 渚滑川河川整備計画検討会設置要領

(設置等)

第1条 渚滑川水系河川整備計画(以下「整備計画」という。)の案を作成するに当たり、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第3項の規定に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くため、北海道開発局に渚滑川河川整備計画検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 検討会は、渚滑川水系の整備の現状と将来像を考慮し、整備計画の案について北海道開発局長(以下「局長」という。)に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、河川に関し学識経験を有する者のうちから、局長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、委員の互選によりこれを定め、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事等)

第4条 検討会は、委員長が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、公開することを原則とする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、網走開発建設部において処理する。

(雑則)

第6条 この通達に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

この通達は、平成21年6月19日から施行する。

## 渚滑川河川整備計画検討会運営要領

本運営要領は、渚滑川河川整備計画検討会設置要領（平成21年6月19日付け北開局河計第21-1号、以下「設置要領」という。）第6条に基づき、渚滑川河川整備計画検討会（以下「検討会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 1．検討会の運営に関する事項

#### （1）検討会の公開

- ・検討会については、原則として公開で審議する。

#### （2）検討会の傍聴

- ・検討会は、傍聴することができる。
- ・円滑な審議を行うため傍聴者は、意見を述べることはできない。
- ・傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。ただし、会場に入りきれない場合は先着順とする。

#### （3）検討会の記録

- ・事務局は、会議の議事内容について、その議事要旨および議事録を作成し、委員長および出席委員の確認を得る。

#### （4）会議資料等の公開

- ・会議資料および議事要旨、議事録は公開する。ただし、個人情報、貴重種情報等公開することが適当でないと判断されるものについては、公開しないものとする。

### 2．運営要領の見直し

- ・本運営要領は、必要が生じた場合は見直すことができる。

### 3．施行期日

- ・本運営要領は、平成21年6月19日から施行する。

## 渚滑川河川整備計画検討会(議事要旨)

平成 21 年 6 月 19 日(金)9 : 30 ~ 12 : 00

場所 : 紋別セントラルホテル

渚滑川河川整備計画検討会の設立について、及び、「渚滑川河川整備計画検討会設置要領」について事務局から説明ののち、委員長に北見工業大学渡邊教授が選出され、渡邊委員長から副委員長に東京農業大学長澤教授が指名された。続いて「渚滑川河川整備計画検討会運営要領」が承認された。

「河川整備計画の策定の手続き」、「渚滑川水系河川整備基本方針」に続き、「渚滑川水系河川整備計画(原案)」について説明が行われ、渡邊委員長の進行により、以下のような検討が行われた。

### 欠席委員(斉藤委員)のコメント紹介

事務局 : 高橋)

人と川のふれあいについて、川で遊ぶにも、渚滑本川のような大きな川には危険な場所もあり、近づかないように指導していらっしゃるのとことで、水辺空間の安全確保についてのご指摘を頂いた。

公共事業は長い時間がかかる。そのうちには方向性も変わる。これまで環境など新たな価値観への対応などご苦労されたものと思いますとのご感想を頂いた。

### 討議

中川委員) 17 ページの「山付き部の河畔林はオジロワシ、オオワシ等の猛禽類が止まり木として利用している」について、18 ページの「河畔林を休息地、採餌地として利用している」と同じ表現に修正したほうがよい。特に「山付き部の河畔林」ではなく、「水辺も含めた河畔林全体」のほうが適切。

また、特定種として、日本のレッドリスト等の記載種としているが、オオワシだけは国際的希少種で IUCN のレッドリストに載っている種類。特にこの渚滑川は渡り期や越冬期の生息地として重要な場所であるため、その旨記載を加えてほしい。

目標の記載について、動物・植物以外の生物もあるので生物という表現にすべき。

斎藤委員) 32 ページについて、カットしたところはヤナギ林がなくなるので、本当の意味では保全ではない。減らさないようにカットした分、1 列でも大きな木になるものを高水敷に移したい。ケショウヤナギも移せばどんなところでも生えるので、群落の一部だって切っても別に問題はない。小さなヤナギではなく、大きくなる木があると、オジロワシでもオオワシでもとまれるのでそういうようなことを期待している。

早川委員) 移植するということは必要だと思うが、高水敷のほうに移植した場合、洪水時の水位の上昇に結びつかないような工夫、対策などを考える必要がある。

斎藤委員)土現の藻琴川では、間引きをして、1列だけ残して、堤防の高さまで枝打ちをすれば、橋脚と同じように流水を妨げない。森ではなく、川の並木をつくるということ。ただし、大きい木になるよう期待をしている。

中川委員) 河畔林について、川に近いところだけではなくて、どこまでが河川管理の範囲なのか。隣接している森林はオジロワシ、オオワシの休み場、止まり場としても非常に重要であり、その保全というのは大事だと思うので、河畔林という考え方を少し広げるようなことを考えて頂ければよいと思う。

事務局：岡部)河川区域が法律の及ぶ範囲で限られるもの。高いところは私有地であり、河川法が及ばないもの。この整備計画自体、地域に周知し説明したいと思っているので、ご発言の趣旨の記述を検討したいと思う。

中川委員)土地の所有者が皆伐することも考えられるし、規制はどのようになっているのか。渚滑川は、片側に川を寄せて、片側の山側をそのまま利用しているというのが特徴。特に中流域は生物にとっても河川管理上もかなり重要な役割を示していると思うので、山付の河畔林について、計画の中に載せるなど一般に土地所有者の方にアピールする必要がある。

事務局：岡部) 河川法の規制は河川区域外にはかからないが、保安林等他の規制の状況について調べてみる。

斎藤委員) 河畔林の定義は、堤防が無い場合は、水流沿いの帯状の森林。堤防があれば、要するに堤外地、河川敷内の森林。

長澤副委員長) 22ページの基本理念について、「地域の暮らしや歴史・文化との調和」、「市街地や畑作地帯及び森林地帯と調和」、「自然環境と共生する持続可能な地域社会の形成に寄与する」、原案の最後には地域コミュニティの構築と記載されているが抽象的。これからの議論であろうが、基本理念がどう具体的になるのか記載が見えてこない。例えば、酪農とか畑作の産業活動と環境保全との調和の問題で、具体的にどういう問題があるのか、地元の多様なニーズの把握について、どのようなニーズにどのように対応するのか見えないので抽象的な印象。

中川委員)工事自体、例えば希少種のオオワシ等に工事をする時期によっては大きく影響を与えてしまう。時期や工法への配慮を記載できないか。

早川委員)上流部について、掘削すると守るべきところなくなってしまうので、地元の意見を聞きながら検討して頂きたい。また、道区間との整合性に配慮して頂きたい。河口部のモニタリングについて、出水ピーク時にどこまで河床の低下を如何に把握するかがポイント。

中川委員)生物のモニタリングについて、水辺の国勢調査の中では、5年ぐらいに1回になる。工事前の生息状況、工事中あるいは工事が終わった後のモニタリングが必要。

事務局:岡部)水辺の国勢調査は概ね5年に1回の調査なので工事実施に関連しては、別途調査を行い、状況を把握しながら対応する。

中川委員)基本方針の目標と整備計画の目標流量について関係を説明していただきたい。

事務局:岡部)基本方針は、100年に1回の洪水を想定して上渚滑地点で1,900m<sup>3</sup>/s、下流は途中で支川の合流を考慮して2,100m<sup>3</sup>/s。

今審議していただいている河川整備計画の目標は、基本方針までの段階的な目標として、戦後最大規模で上渚滑地点において1,500m<sup>3</sup>/s、支川の合流を合わせて下流で1,900m<sup>3</sup>/s。

渡邊委員長)今回の議論は、河川整備計画は当面20年。長い期間なので、アダプティブ・マネジメントというのが非常に重要になってくると思う。

長澤副委員長)危機管理体制について、42ページ以降、住民、関係機関、行政を含めた連携体制をどうつくるかがポイントだと思う。

渡邊委員長)地域住民、地方自治体との連携は不可欠で十分考慮が必要。

中川委員)32ページのところで、動植物の生物の関係にあわせて、見出しの2-1-3の(1)河畔林の保全、河岸の多様化というのを、河岸に限らない表現、例えば河川の生物多様性の保全とすべきで、文中も「動植物」を「生物」に直してはどうか。

事務局:岡部)次回までにご指摘の補足、ご指摘いただいた文章の文案の方針を説明し、引き続きご議論頂きたい。

渡邊委員長)ご欠席の委員もおられましたので、次回もう一度お集まり頂きまして、今日ご議論して頂いたことも踏まえて、さらに突っ込んで議論をさせて頂きたい。